

国民年金加入には届出が大切です

手続きの際に持ってきていただきたいもの

- ・年金手帳（基礎年金番号のわかるもの、認印）
- ・脱退証明書（資格喪失日（認定解除日）がわかるもの）
- ・離職票（申請免除制度の利用に必要な場合があります）



国民年金保険料の
学生納付特例制度の
お知らせ

前年度から継続して学生納付特例を希望する場合、4月以降に今年度分の申請が必要となります。日本年金機構からハガキ形式の申請書が送付されますので、必要事項を記入のうえ返送してください。この場合は、学生証等の添付は不要です。

また、学生納付特例を希望するが、日本年金機構からの申請書が送られていない方（学校が変わる場合、在学予定が延びた場合など）は、年金手帳と、在学証明書または学生証をお持ちになって、役場8番窓口にて申請手続きをしてください。

なお、引き続き学生であるが、令和3年度からは保険料の納付を希望される場合は、ハガキの返送を行わず、年金事務所までご連絡ください。

お問合せ先

和歌山西年金事務所 ☎073-447-1660 (代表)
湯浅町役場 健康推進課国保年金係 ☎65-3008 (直通)

後期高齢者医療制度にご加入のみなさまへ

☎ 和歌山県後期高齢者医療広域連合 ☎ 073 - 428 - 6688

対象の方には、5月下旬に受診券を郵送でお送りします。（受診券発行のお申込みは不要です。）

健康診査のご案内

年1回、健康管理のため、健康診査を受けましょう。

■対象者 被保険者

■検査項目

【みなさんに実施する項目】

問診、計測（身長、体重、BMI、血圧）、診察（身体診察）、血液検査（脂質、肝機能、糖代謝、腎機能）、尿検査（糖、蛋白）

【医師が必要と判断した方に追加で実施する項目】

貧血検査（血色素量、赤血球数、ヘマトクリット値）、心電図検査、眼底検査

■実施期間

6月1日～令和4年2月28日

■自己負担 無料

■持ち物 保険証、受診券、受診票・問診票

■実施場所 受診券に同封された一覧表に記載された医療機関

歯科健康診査のご案内

歯と口の健康チェックのため、歯科健康診査を受けましょう。

■対象者 令和3年3月末で75歳、80歳、85歳の方と90歳以上の被保険者

■検査項目

問診、口腔診断（歯の状態・歯周組織の状況・口腔衛生状況・噛み合わせ・口腔乾燥・粘膜の異常）、口腔機能検査（噛む能力・舌機能・嚥下（飲み込み）機能）

■実施期間

6月1日～令和4年2月28日

■自己負担 無料

■持ち物

保険証、受診券、受診票・問診票

■実施場所

受診券に同封された一覧表に記載された医療機関



国保からのお願い

こんなときは必ず届出をお願いします

- 職場の健康保険などに加入したとき
届出には職場の健康保険証と国保の保険証の両方が必要です。
- 職場の健康保険などをやめたとき
届出には脱退証明書または喪失証明書が必要。※離職票とは異なります。
- 保険証を紛失または破損されたとき
再発行の手続きには、身分を証明できるもの（マイナンバーカード、免許証等）が必要です。
- 交通事故等によるケガで国保を使って病院にかかるとき
健康推進課国保年金係にお問い合わせ下さい。
※各届出には認印が必要です。

お問合せは、健康推進課国保年金係（8番窓口） ☎ 65 - 3008 まで